

イ・ロ 省略  
五〇七 省略

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第二十二條の十 省略

2 施行令第三十九條の十二第六項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異（以下この項において「調整対象差異」という。）のうちにより生ずる割合の差（同条第六項に規定する割合の差をいう。）を定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合」という。）に及ぼす影響が軽微であると認められるときとする。

3 施行令第三十九條の十二第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の国外関連取引に係る四以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第六項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の百分の二十五に相当する順位割合から当該順位を付した調整済割合の個数の百分の七十五に相当する順位割合までの間にある当該四以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。

4 第二項の規定は、次の表の上欄に掲げる場合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第三十九條の十二第七項に規定する財務省令で定める場合	同項	施行令第三十九條の十二第七項
-------------------------------	----	----------------

人である同法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である場合には、これらの書類及び都道府県知事又は市町村長の当該農地等の買入れをする者が施行令第三十九條の六第二項に規定する農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類）  
イ・ロ 同上  
五〇七 同上

(国外関連者との取引に係る課税の特例)  
第二十二條の十 同上

施行令第三十九條の十 二第八項第一号イに規 定する財務省令で定め る場合	同条第六項	同項	施行令第三十九條の十 二第八項第一号イ	同条第六項	同号イ
施行令第三十九條の十 二第八項第一号ハ(1)に 規定する財務省令で定 める場合	同条第六項	同項	施行令第三十九條の十 二第八項第一号ハ(1)	同条第六項	同号ハ(1)
施行令第三十九條の十 二第八項第二号に規定 する財務省令で定める 場合	同条第六項	同項	施行令第三十九條の十 二第八項第二号	同条第六項	同号
施行令第三十九條の十 二第八項第三号に規定 する財務省令で定める 場合	同条第六項	同項	施行令第三十九條の十 二第八項第三号	同条第六項	同号
施行令第三十九條の十 二第八項第四号に規定 する財務省令で定める	同項	同項	施行令第三十九條の十 二第八項第四号	同項	同項

場合	同条第六項	同号
施行令第三十九条の十二第八項第五号に規定する財務省令で定める場合	つき同項	つき同号
	同項	施行令第三十九条の十二第八項第五号
同条第六項	同号	
つき同項	つき同号	

5 | 第三項の規定は、次の表の上欄に掲げる割合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる割合の区分に応じ、同表中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第三十九条の十二第七項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第七項の
	同条第六項	同条第七項
施行令第三十九条の十二第八項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第一号イの
	同項に	同号イに
同条第六項	同号イ	
同項の	施行令第三十九条の十二第八項第一号ハ[1]の	
同項に	同号ハ[1]に	

施行令第三十九條の十二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同条第六項	同条第六項	同条第六項
	同項の	同項の	同項の
	同項に	同項に	同項に
施行令第三十九條の十二第八項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同条第六項	同条第六項	同条第六項
	同項の	同項の	同項の
	同項に	同項に	同項に
施行令第三十九條の十二第八項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同条第六項	同条第六項	同条第六項
	同項の	同項の	同項の
	同項に	同項に	同項に

6)

法第六十六條の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六條の四第一項に規定する国外関連取引（以下この項にお

2)

同上

一 同上

いて「国外関連取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ・ロ 省略

ハ 法第六十六条の四第一項の法人又は当該法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した同条第七項第二号に規定する無形資産の内容を記載した書類

ニ・リ 省略

二 法第六十六条の四第一項の法人が国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための書類として次に掲げる書類

イ 当該法人が選定した法第六十六条の四第二項に規定する算定の方法、その選定に係る重要な前提条件及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからトまでに掲げる書類を除く。）

ロ 当該法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する特殊の関係のない売手と買手が国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と同様の状況の下で売買した取引、施行令第三十九条の十二第六項に規定する比較対象取引、同条第七項に規定する比較対象取引、同条第八項第一号イに規定する比較対象取引、同条ハ(1)に規定する比較対象取引、同項第二号に規定する比較対象取引、同項第三号に規定する比較対象取引、同項第四号に規定する比較対象取引及び同項第五号に規定する比較対象取引をいう。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引、施行令第三十九条の十二第八項第七号に掲げる方法に係る比較対象取引に相当する取引及び法第六十六条の四第二項第二号に定める方法に係る比較対象取引に相当する取引を含む。以下この号において「比較対象取引等」という。）の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細（当該比較対象取引等の財務情報を含む。）を記載した書類

ハ 当該法人が施行令第三十九条の十二第八項第一号に掲げる方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）同項第一号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同一の方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同一の方法

イ・ロ 同上

ハ 法第六十六条の四第一項の法人又は当該法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ・リ 同上

二 同上

イ 当該法人が選定した法第六十六条の四第二項に規定する算定の方法、その選定に係る重要な前提条件及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからホまでに掲げる書類を除く。）

ロ 当該法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する特殊の関係のない売手と買手が国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と同様の状況の下で売買した取引、施行令第三十九条の十二第六項に規定する比較対象取引、同条第七項に規定する比較対象取引、同条第八項第一号イに規定する比較対象取引、同条ハ(1)に規定する比較対象取引、同項第二号に規定する比較対象取引、同項第三号に規定する比較対象取引、同項第四号に規定する比較対象取引及び同項第五号に規定する比較対象取引をいう。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引、施行令第三十九条の十二第八項第六号に掲げる方法に係る比較対象取引に相当する取引及び法第六十六条の四第二項第二号に定める方法に係る比較対象取引に相当する取引を含む。以下この号において「比較対象取引等」という。）の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細（当該比較対象取引等の財務情報を含む。）を記載した書類

ハ 当該法人が施行令第三十九条の十二第八項第一号に掲げる方法又は同項第六号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）を選定した場合におけるこれらの方法により当該法人及び当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を

等の方法を選定した場合におけるこれらの方法により当該法人及び当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類（ロ及びトに掲げる書類を除く。）

二 当該法人が施行令第三十九条の第十二第八項第六号に掲げる方法、同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）、同項第六号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を選定した場合におけるこれらの方法により当該国外関連取引を行った時の現在価値として割り引いた金額の合計額を算出するための書類

ホ 当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり用いた予測の内容、当該予測の方法その他当該予測に関する事項を記載した書類（ハ及びニに掲げる書類を除く。）

ヘ 省 略

ト 比較対象取引等について差異調整（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する調整、施行令第三十九条の第十二第六項に規定する必要な調整、同条第七項に規定する必要な調整、同条第八項第一号イに規定する必要な調整、同条ハ(1)に規定する必要な調整、同条第二号に規定する必要な調整、同条第三号に規定する必要な調整、同条第四号に規定する必要な調整及び同条第五号に規定する必要な調整をい。第三項（前項において準用する場合を含む。）に規定する中央値による調整を含む。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる方法に係る差異調整に相当する調整、施行令第三十九条の第十二第八項第七号に掲げる方法に係る差異調整に相当する調整及び法第六十六条の四第二項第二号に定める方法に係る差異調整に相当する調整を含む。以下この号において「差異調整等」という。）を行った場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類

8) 7) 省 略

前項に規定する起算日とは、法第六十六条の四第六項の規定により第二項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

算出するための書類（ロ及びホに掲げる書類を除く。）

二 同 上

ホ 比較対象取引等について差異調整（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する調整、施行令第三十九条の第十二第六項に規定する必要な調整、同条第七項に規定する必要な調整、同条第八項第一号イに規定する必要な調整、同条ハ(1)に規定する必要な調整、同条第二号に規定する必要な調整、同条第三号に規定する必要な調整、同条第四号に規定する必要な調整及び同条第五号に規定する必要な調整をい。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる方法に係る差異調整に相当する調整、施行令第三十九条の第十二第八項第六号に掲げる方法に係る差異調整に相当する調整及び法第六十六条の四第二項第二号に定める方法に係る差異調整に相当する調整を含む。以下この号において「差異調整等」という。）を行った場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類

4) 3) 同 上

前項に規定する起算日とは、法第六十六条の四第六項の規定により第二項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

9) 施行令第三十九条の第十二第三項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 現金

二 預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三 法人税法第二十一条第二十一号に規定する有価証券

四 法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五 前各号に掲げる資産に類するもの

10) 法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（同項の特定無形資産国外関連取引を行った時に同項の法人が予測したものに限る。）とする。

一 当該特定無形資産国外関連取引に係る施行令第三十九条の第十二第四項に規定する予測される金額及びその計算の基礎となつた事項（次に掲げる事項を除く。）

二 当該特定無形資産国外関連取引に係る第六項第一号ロに規定するリースに係る事項

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項

11) 法第六十六条の四第十二項に規定する独立企業間価格を算定するため重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第六項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第十二項に規定する同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格（同条第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する場合に重要と認められる書類とする。

12) 法第六十六条の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、第六項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第十四項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格（同条第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみな

5) 法第六十六条の四第七項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

6) 法第六十六条の四第八項に規定する独立企業間価格を算定するため重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第二項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第八項に規定する同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

7) 法第六十六条の四第九項に規定する財務省令で定める書類は、第二項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第九項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

される金額を含む。)を算定する場合に重要と認められる書類とする。  
13) 法第六十六条の四第二十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十六条の四第二十五項の法人との間で同条第一項に規定する取引を行う者が当該法人に係る国外関連者(同項に規定する国外関連者をいい、同条第五項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この項において同じ。)に該当する事情
- 二 法第六十六条の四第二十五項の法人の当該事業年度終了の時ににおける当該法人に係る国外関連者の資本金の額又は出資金の額及び従業員の数並びに当該国外関連者の営む主たる事業の内容
- 三 法第六十六条の四第二十五項の法人の当該事業年度終了の日以前の日に最も近い日に終了する当該法人に係る国外関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額
- 四 法第六十六条の四第二十五項の法人が、当該事業年度において当該法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額の取引種類別の総額又は当該国外関連者に支払う対価の額の取引種類別の総額
- 五 法第六十六条の四第二項に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額に係る独立企業間価格につき同条第二十五項の法人が選定した算定の方法(一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)
- 六 第四号に規定する対価の額に係る独立企業間価格の算定の方法についての法第六十六条の四第十九項の法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局による確認の有無
- 七 省 略

(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類)  
第二十二條の十の二 施行令第三十九條の十二の二第三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 省 略
- 二 施行令第三十九條の十二の二第一項第一号に掲げる金額が、法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び前号の申立てに係る同条第三十一項に規定する

8) 法第六十六条の四第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十六条の四第十九項の法人との間で同条第一項に規定する取引を行う者が当該法人に係る国外関連者(同項に規定する国外関連者をいい、同条第五項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この項において同じ。)に該当する事情
- 二 法第六十六条の四第十九項の法人の当該事業年度終了の時ににおける当該法人に係る国外関連者の資本金の額又は出資金の額及び従業員の数並びに当該国外関連者の営む主たる事業の内容
- 三 法第六十六条の四第十九項の法人の当該事業年度終了の日以前の日に最も近い日に終了する当該法人に係る国外関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額
- 四 法第六十六条の四第十九項の法人が、当該事業年度において当該法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額の取引種類別の総額又は当該国外関連者に支払う対価の額の取引種類別の総額
- 五 法第六十六条の四第二項に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額に係る独立企業間価格につき同条第十九項の法人が選定した算定の方法(一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)
- 六 第四号に規定する対価の額に係る独立企業間価格の算定の方法についての法第六十六条の四第十九項の法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局による確認の有無
- 七 同 上

(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類)  
第二十二條の十の二 同 上

- 一 同 上
- 二 施行令第三十九條の十二の二第一項第一号に掲げる金額が、法第六十六条の四第二十一項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び前号の申立てに係る同条第二十五項に規定する